名大ねっと
契約・パート職員部会ニュース
2007.12.13.No.34- 2-2
編集：契約・パート職員部会
発行 名大職組中央執行委員会
連絡先：4913（TEL&FAX）
Home Page：http://nuufs.org　e-Mail：nuufs@nuufs.org

全大教教研集会

京都大学で開催
9 月 22 日～24 日

報告２

契約・パート部会から３名参加

★ K･Hさん（パート職員、図書館）

■２００７年９月京都大学開催の教研集会に参加して

参加者　全体で６５大学　約３００名
▼２３日午後 B11「非常勤職員分科会」３１名　（資料：「非常勤職員」調査集約表）

１　改正パート労働法についての講演　（前田達男金沢大学名誉教授）

①パート職員の類型化
三つの要件：職務内容や責任、人事異動、契約期間（繰り返し更新の場合は期間に定めがないと見なす）→三つとも満たす場合は、通常の労働者と同視できるパート職員で差別的取り扱いは禁止

②文書の交付：労働条件や特定事項の法定義務化（違反には罰則規定）・・以前は努力義務
６条：特定事項：昇給や退職手当、ボーナス支給の有無を記述すること→説明責任

③待遇：通常の労働者と同視すべきパート労働者の待遇（第８条）
賃金（基本給、ボーナス、退職金、扶養手当など：）教育訓練（職務遂行に必要な能力付与）、福利厚生（健康保持の円滑な遂行、慶弔、社宅などで給食施設、休憩施設＊、更衣室）は差別的取り扱い禁止
＊安全衛生法のもとで休憩室の設置基準の人数にパート職員も分母としてはいることになる。
職務内容や人事異動が同一のパート職員の待遇：同一の方法（同じ賃金表）で決定する努力義務
職務内容が異なるパート職員の待遇：職務の内容、成果、能力、経験等を勘案する努力義務

④通常の労働者への転換推進措置（第１２条）：使用者の義務
募集の情報、社内公募では応募の機会を付与、一定の資格を有するパート職員を対象とする試験制度の実施

⑤苦情申し立てへの対応（第１９条）
同僚その他の参考人の意見聴取

⑥就業規則の作成や変更にあたり、パート職員の過半数代表の意見をきくこと。

⑦フルタイムの労働者（疑似パート）：附帯決議がでており、フルタイムの待遇の改善が必要
丸子警報機の判例を生かすこと。（格差が８割以内でなければ違法）逆転現象がおこる？

改正パート労働法の活用
１義務化された事項の点検：就業規則の点検
２努力義務とされている事項：労働組合の役割：非常勤職員の処遇改善の要求をだす。この要

求は義務的交渉事項ということで法人側は団体交渉をうけなければならない。誠実に団体交渉をうけなければ不当労働行為になる。
詳細な説明は４月に施行なので１２月か１月に厚生労働省からでるガイドラインによる

質問　大学のなかで同視すべきパート職員はいるのか？
回答　看護師や図書館で働くパートが該当すると思う。
過半数組合であるが、パートの組合員がいない。この場合パートの処遇改善に対応するには？
回答　過半数組合であれば問題はない
フルタイムのことはどうなのか？
回答：参議院での附帯決議を参考にしっかりやってください。慶弔の有給も、特別休暇も。
人事異動についてはどう考えたらいいのか？
回答：大学の中や部局の中で配置換えがあるのではないか
同視でない多数のパート職員の待遇改善はどうすすめるのか？
回答　職務内容、成果、能力、経験などが判断基準、努力義務をきちんと大学に追求するべき。
判明できるものをだすとか。同僚の意見（推薦状）をだすとかはどうか

２　**名古屋大学からレポート**：正規職員化の実現、新規採用の３年期限が５年に変更、改正パート労働法の学習会実施

３　**信州大学からレポート**：期限の撤廃の取り組み（署名活動、学長交渉など）学長交渉では該当者が直接訴えた。ただし法人化前から雇用されているパートに５年期限がついたことを撤廃。新規採用はそのまま。
正規化の実現：　２００７年問題（正規職員の退職）３６人受験で４名　２１人受験で３名

▼２４日午前　パートとフルタイムにわかれて分散会
パートの分散会
京都大学：創立記念日を正規職員と同様に有給での保証実現の取り組み。
時間給は部局毎（１０００円から１２００円）２００５年から新規採用は５年に変更：なぜ５年なのか問いただす
正規化選考：一般のＩＩ種
東京大学：非常勤職員の現状と NII 雇い止め裁判の最高裁上告受理申請中の報告（レポート）
正規化選考：２９．６倍で７名、５年期限の問題、
高知：雇い止め撤廃された。病院などで運動が強まった。大学側がこまる。
茨大；夏季休暇の運動、(有給化)
電通大：期限がきて、派遣で同じ仕事をしていたが変更となった。期限付きの見直し。
期限　１年毎　真にやむを得ない場合は更新。　教員がきめる
九州工大：不安定である。
広島：日々からパートへ切り下げ。　期限はついていない
夏季休暇について　計画年休を使う
その場合有給休暇とは異なるのでは
天文台：時間給の計算方式　１６０時間にすべき
九州：期限がある　念書をかいた　不当労働行為ではないか

▼２４日の閉会集会
名古屋大のレポートをもう一度発表するように全大教の人にいわれて発表しました。改正パート労働法のことやパートの組合員拡大、パートの待遇改善などを全国の大学に訴えました。

各支部でも活動してます！

図書館支部にてパート職員集会

<日　時>　　9 月 26 日(水)　12 時 5 分～12 時 55 分
<会　場>　　中央図書館 研修室
<出席者>　　中央執行委員会・書記長+ 図書職員 11 名

<パート職員の待遇について>
●2007 年 4 月から期限が 3 年から 5 年へ　*交渉により改善
新規に採用されるパート職員は最長 5 年、それまで 3 年期限だったパート職員は 2 年延長
ただし 1 年毎に評価(勤務シート)の上で更新される

●超過勤務手当
業務上必要な場合支給される

●夏季休暇
9 月 1 日から採用されたパート職員で夏季休暇が取れた職員がいる
（夏季休暇は 7 月～9 月の間に取る、という解釈か？）

●忌引き休暇 (有給)　*交渉により改善
親族が死亡した場合、正規職員と同様

●災害休暇 (有給)　*交渉により改善　住宅崩壊は 2007 年度から
正規職員と同じ

●正規化選考について　去年から実施
10 年以上勤務しているパート職員が対象だが、パート労働法が改正されたため 10 年が取れる可能性がある。

<要望>
●給与を元に戻してほしい
●仕事に見合った給与がほしい(長期に働いていると仕事も増えるため)
●住宅手当を支給してほしい
●通勤手当について
社会情勢の変化に応じて柔軟に対応してほしい(ガソリン代)
駅まで自転車で来ているため、自転車置き場の料金がかかるが、その料金は
出ないと言われたので、何とかしてほしい

工学部支部にて中央と合同の集会

「工学部ﾊﾟｰﾄ職員のつどい」と題して、中央と合同で、工学部の全ﾊﾟｰﾄ職員を対象に学習会を開

催しました。

<日　時>　　9月11日12:10～12:55
<場　所>　　工学部704講義室（7号館）
<参加者>　　20名（内4名は工支部執行部、半数以上が期限付き職員）

・工支部執行委員長挨拶
「パート職員は様々な立場で働いているので、どのような権利があるかを少しでも知るための勉強会として有意義なものにしてください。」

・原さん講演
内容：待遇改善等これまでの経過、パート労働法改正、国際人権条約等について話題提供。

・質問内容
「部分休業」について。
「18時間勤務であるが、20時間にならないようにとの意図があるのか？」
「法人化前から働いているが、学科の改組で今年限りに、と言われている」
「28時間勤務であるが、職場としては毎日来て欲しいと言われている。週4日勤務にするために28時間勤務にしてもらった。」

工支部での総括にて
・案内は200余名に送付したが、こちらから個人的に誘う等の働きかけはせずに出席の返事が届き、まずまずの反応だったのではないか。
・出勤日ではないので参加できない、という人もいたはず、別の曜日で再度開催してもいいのでは。

